

2020年3月

お客さま各位

甲府信用金庫

「甲府しんきん外為インターネットサービス利用規定」改正のお知らせ

当金庫では、2020年4月1日施行の改正民法等を踏まえ、「甲府しんきん外為インターネットサービス利用規定」を同日付で改正いたします。

なお、改正後の規定は改正前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

1. 改正日

2020年4月1日（水）

2. 改正内容

主に、契約成立に関する条項の追加と規定変更時の周知方法を変更しています。改正内容は新旧対比表をご参照ください。

※新旧対比表

変更前	変更後
第1条 甲府しんきん外為インターネットサービス【追加】 (以下、項番号を繰り下げします)	第1条 甲府しんきん外為インターネットサービス 2. 契約の成立 当金庫は、契約者からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを当金庫が承諾したときに、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。
第14条 届出事項の変更 2. 前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなして取り扱います。	第14条 届出事項の変更 2. 前項の届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなして取り扱います。
第21条 規定の変更 1. 当金庫は、本規定の内容を契約者に事前に通知することなく、任意に変更できるものとします。 2. 変更内容は、当金庫のホームページに掲載するものとします。 3. 変更日以降、契約者が新たに本サービスをご利用になったときは、変更後の規定を承諾したものとします。	第21条 規定の変更等 1. この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。 2. 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を

として取り扱います。なお、当金庫の任意の変更によって損害が生じた場合であっても、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。	経過した日から適用されるものとします。
---	---------------------

3. その他

改定後の規定は、2020年4月1日以降、当金庫ホームページ「甲府しんきん外為インターネットサービス」トップ画面からご確認いただけます。

以上